役 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人 豊富台福祉会

# （目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人豊富台福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

# （定義）

第２条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

# （理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会の出席）

第３条　役員が理事会に出席したとき、役員及び評議員が評議員会に出席したとき、監事及び外部委員が評議員選任・解任委員会に出席したときには、別表１により1日分の報酬を支払うことができる。なお、役員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の報酬はこれを支払わないものとする。

２　交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

# （役員等の弁償費）

第４条　理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

２　理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の指示又は理事会の委任を受けてその業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

３　評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の指示又は理事会の委任を受けてその業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

４　交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

# （監事の弁償費）

第５条 監事が法人及び施設における運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。なお、監査業務と同一日に開催された理事会、評議員会に出席したときは、理事会及び評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、苦情対応第三者委員を兼務し、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、苦情対応第三者委員に係る報酬を支払わないものとする。

２　交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

# （苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第６条　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、理事会及び評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

２　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

３　交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

# （出張旅費）

第７条 役員、評議員及びその他理事長が必要と認めた者が、法人業務のため出張する場合は、別表３により日当料及び旅費等を支給することができる。

２　旅費は、実費を支給する。

３　業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

# （兼務役員）

第８条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

# （改正）

第９条　本規程を改正する必要が生じた場合には、評議会の議決を経なければならない。

# 付　則

この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表１（日額）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 報酬 |
| 理事会出席 | 5,000円 |
| 評議員会出席 | 5,000円 |
| 評議員選任・解任委員会出席 | 5,000円 |
| 苦情対応第三者委員 | 5,000円 |

別表２（日額）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 報酬 |
| 理事及び評議員 | 5,000円 |
| 監事監査指導 | 10,000円 |
| 苦情対応第三者委員 | 5,000円 |

別表３（日額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 旅　費 | 宿泊費 | 日当料１日 | その他 |
| 実　費 | 20,000円 | 10,000円 | 実　費 |